

①特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム対応表(一覧)

特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム対応表(一覧)

大学名	大阪教育大学
学部・学科等名	教育学部学校教育教員養成課程
特別支援教育領域	全領域

【第1欄】<特別支援教育の基礎理論に関する科目>

ページ	科目に含めることが必要な事項	対応授業科目(1)	対応授業科目(2)
2	特別支援教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 特別支援教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	特別支援教育総論	

【第2欄】<特別支援教育領域に関する科目>

ページ	科目	対応授業科目(1)	対応授業科目(2)
3	視覚障害 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚障害心理 視覚生理・病理	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 —	視覚障害教育	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 —	視覚障害指導論	
4	聴覚障害 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	聴覚障害心理 聴覚音声生理・病理	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 —	聴覚障害教育	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 —	聴覚障害指導論	
5	知的障害 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害者の心理・生理・病理	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 —	知的障害教育	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 —	知的障害教育	
6	肢体不自由 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	肢体不自由者の心理・生理・病理	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 —	肢体不自由教育	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 —	肢体不自由教育	
7	病弱 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	病弱者の心理・生理・病理	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 —	病弱教育	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 —	病弱教育	

※ 授業を開講していない領域は斜線を付すこと。

【第3欄】<免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目>

ページ	科目	対応授業科目(1)	対応授業科目(2)
8	発達障害 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	障害者の心理・生理・病理	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 —	発達障害教育	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 —	発達障害教育	
9	重複障害 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 —	発達障害教育	
	視覚障害 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 —		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 —		
	聴覚障害 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 —		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 —		
	知的障害 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 —		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 —		
	肢体不自由 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 —		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 —		
	病弱 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 教育課程 —		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 — 指導法 —		

※ 授業を開講していない領域は斜線を付すこと。

②特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム対応表

<第2欄科目>

【視覚障害者に関する教育の領域】

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理

全体目標: 視覚障害のある幼児、児童又は生徒の視機能の低下の要因となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の知覚や認知の特性等を理解するとともに、家庭や関係機関との連携について理解する。

(1)視覚障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握

一般目標: 視機能の低下の要因となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の視知覚や触知覚及び認知の特性を把握するとともに、家庭や医療機関との連携について理解する。

到達目標: 1) 視機能の低下の要因となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。
2) 観察や検査を通して、見え方に困難のある幼児、児童又は生徒一人一人の視知覚や触知覚及び認知の特性を把握することを理解している。
3) 家庭や医療機関との連携の重要性について理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 ー教育課程ー

全体目標: 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校(視覚障害)において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

(1)教育課程の編成の意義

一般目標: 特別支援学校(視覚障害)の教育において教育課程が有する意義を理解する。

到達目標: 1) 生きる力として知・徳・体に加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために教育課程を編成することについて理解している。

(2)教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

一般目標: 幼児、児童又は生徒の視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校(視覚障害)の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解する。

到達目標: 1) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それらに必要な授業時数を定めて編成することを理解している。
2) 各教科等の年間指導計画を踏まえ、個々の幼児、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別の指導計画を作成することを理解している。
3) 自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定に至る手続の違いを理解している。
4) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげるることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 ー指導法ー

全体目標: 視覚障害のある幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等(「自立活動」を除く。*)の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

* 以下、この「指導法」における「各教科等」について同様とする。

(1)各教科等の配慮事項と授業設計

一般目標: 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等の指導における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

到達目標: 1) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等に必要的確な概念の形成を図り、言葉を正しく理解し活用できるようにするために、聴覚、触覚及び保有する視覚を活用した具体的な学習活動について理解している。
2) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、環境を整えることを通して空間や時間の概念を養い、見通しをもって意欲的な学習活動を展開することを理解している。
3) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、幼児、児童又は生徒が効率的に学習に取り組むため、使用する文字を系統的に習得することができるよう指導を工夫したり、指導内容を精選したりする基本的な考え方について理解している。
4) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、主体的な学習ができるようにするために、視覚補助具やICT及び触覚教材、拡大教材及び音声教材の活用について理解している。
5) 視覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成できるとともに、授業改善の視点を身に付けている。

視覚障害者に関する教育の領域		項目	心理、生理、病理	教育課程		指導法
			(1)	(1)	(2)	(1)
視覚障害心理	(p.939)	到達目標 / 授業回数				
		1				
		2				
		3				
		4	○			
		5	○			
		6	○			
		7	○			
		8				
		9	○			
		10				
		11	○			
		12	○			
		13				
		14	○			
15						
視覚生理・病理	(p.940-941)	到達目標 / 授業回数				
		1				
		2				
		3				
		4				
		5	○			
		6	○			
		7	○			
		8	○			
		9				
		10				
		11				
		12				
		13				
		14				
15						
視覚障害教育	(p.947-958)	到達目標 / 授業回数		○	○	
		1				
		2		○	○	
		3				
		4				
		5				
		6				
		7				
		8				○
		9				○
		10				○
		11				○
		12				○
		13				○
		14				
15						
視覚障害指導論	(p.959)	到達目標 / 授業回数				
		1				
		2				
		3				
		4				○
		5				
		6		○		
		7		○		
		8				
		9				○
		10				○
		11				
		12				
		13				○
		14				
15						

※一般目標ごとに、目標を扱う授業回に○を付すこと。

②特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム対応表

<第2欄科目>

【聴覚障害者に関する教育の領域】

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理

全体目標: 聴覚障害のある幼児、児童又は生徒の聴覚器官の病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の聞こえや言語発達の状態等を理解するとともに、家庭や関係機関との連携について理解する。

(1)聴覚障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握

一般目標: 聴覚障害の起因となる聴覚器官の病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の聞こえの状態と言語面及び心理面の特性と発達を把握するとともに、家庭や保健、医療、福祉及び労働機関との連携について理解する。

到達目標: 1) 聴覚障害の起因となる聴覚器官の病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。

- 2) 観察や検査を通して聴覚障害のある幼児、児童又は生徒一人一人の聞こえの状態と言語面及び心理面の特性と発達を把握することを理解している。
3) 家庭や保健、医療、福祉及び労働機関との連携の重要性について理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一教育課程一

全体目標: 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校(聴覚障害)において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

(1)教育課程の編成の意義

一般目標: 特別支援学校(聴覚障害)の教育において教育課程が有する意義を理解する。

到達目標: 1) 生きる力として知・徳・体に加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために教育課程を編成することについて理解している。

(2)教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

一般目標: 幼児、児童又は生徒の聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校(聴覚障害)の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解する。

- 到達目標: 1) 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それに必要な授業時数を定めて編成することを理解している。
2) 各教科等の年間指導計画を踏まえ、個々の幼児、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別の指導計画を作成することを理解している。
3) 自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定に至る手続の違いを理解している。
4) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一指導法一

全体目標: 聴覚障害のある幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等(「自立活動」を除く。*)の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

* 以下、この「指導法」における「各教科等」について同様とする。

(1)各教科等の配慮事項と授業設計

一般目標: 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等の指導における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

- 到達目標: 1) 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等の指導に必要となる聴覚の活用や音声、文字、手話、指文字など多様な意思の伝達の方法を適切に選択・活用することについて理解している。
2) 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等の指導に必要となる言語概念の形成を図り、体験的な活動を通して、思考力や表現力を育成することについて理解している。
3) 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等の指導の効果を高めるために必要な学習環境の整備とICT及び教材・教具を活用することについて理解している。
4) 聴覚障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することができるのと同時に、授業改善の視点を身に付けている。

聴覚障害者に関する教育の領域	授業科目名	単位数	項目 到達目標 /授業回	心理、生理、 病理	教育課程		指導法
				(1)	(1)	(2)	(1)
聴覚障害心理	(p.944)	2	1	○			
			2	○			
			3	○			
			4	○			
			5	○			
			6	○			
			7	○			
			8	○			
			9	○			
			10	○			
			11	○			
			12	○			
			13	○			
			14	○			
			15	○			
聴覚音声生理・病理	(p.945-946)	2	1	○			
			2	○			
			3	○			
			4	○			
			5	○			
			6	○			
			7	○			
			8	○			
			9	○			
			10	○			
			11				
			12				
			13	○			
			14	○			
			15	○			
聴覚障害教育	(p.964-965)	2	1		○		
			2		○		
			3		○		
			4		○		
			5		○		
			6		○		
			7			○	○
			8			○	○
			9			○	
			10			○	
			11				○
			12			○	
			13				○
			14				○
			15			○	○
聴覚障害指導論	(p.966-967)	2	1				
			2				
			3				
			4				
			5				
			6				
			7				
			8				○
			9				○
			10				○
			11				○
			12				○
			13				○
			14				○
			15				○

※一般目標ごとに、目標を扱う授業回に○を付すこと。

②特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム対応表

<第2欄科目>

【肢体不自由者に関する教育の領域】

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理

全体目標: 肢体不自由のある幼児、児童又は生徒の起因疾患となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の肢体不自由の状態や感覚機能の発達、知能の発達及び認知の特性を理解するとともに、家庭や関係機関との連携について理解する。

(1) 肢体不自由のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握

一般目標: 肢体不自由の起因疾患(脳原性疾患、脊髄疾患、末梢神経疾患)となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の肢体不自由の状態や感覚機能の発達、知能の発達及び認知の特性を把握することを理解するとともに、家庭や医療機関との連携について理解する。

到達目標: 1) 肢体不自由の起因疾患(脳原性疾患、脊髄疾患、末梢神経疾患)となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。
2) 観察や検査を通して、脳性まひのある幼児、児童又は生徒一人一人の肢体不自由の状態や感覚機能の発達、知能の発達及び認知の特性を把握することを理解している。
3) 家庭や医療機関との連携の重要性について理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 ー教育課程ー

全体目標: 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校(肢体不自由)において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

(1) 教育課程の編成の意義

一般目標: 特別支援学校(肢体不自由)の教育において教育課程が有する意義を理解する。

到達目標: 1) 生きる力として知・徳・体に加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために教育課程を編成することについて理解している。

(2) 教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

一般目標: 幼児、児童又は生徒の肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校(肢体不自由)の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解する。

到達目標: 1) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それらに必要な授業時数を定めて編成することを理解している。
2) 各教科等の年間指導計画を踏まえ、個々の幼児、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別の指導計画を作成することを理解している。
3) 自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定に至る手続の違いを理解している。
4) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 ー指導法ー

全体目標: 肢体不自由のある幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等(「自立活動」を除く。*)の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

* 以下、この「指導法」における「各教科等」について同様とする。

(1) 各教科等の配慮事項と授業設計

一般目標: 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

到達目標: 1) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、思考力、判断力、表現力等の育成に必要な体験的な活動を通して基礎的な概念の形成を的確に図ることについて理解している。
2) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等を効果的に学習するために必要となる姿勢や認知の特性に応じて指導を工夫することについて理解している。
3) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、指導の効果を高めるために必要となる身体の動きや意思の表出の状態に応じて、適切な補助具や補助的手段を工夫することや、ICT及び教材・教具を活用することについて理解している。
4) 肢体不自由の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することができるとともに、授業改善の視点を身に付けている。

肢体不自由者に関する教育の領域			項目	心理、生理、病理	教育課程		指導法
授業科目名	単位数	到達目標/授業回	(1)	(1)	(2)	(1)	
肢体不自由者の心理・生理・病理 (p.952-953)	2	1	○				
		2	○				
		3	○				
		4	○				
		5	○				
		6	○				
		7	○				
		8	○				
		9	○				
		10	○				
		11	○				
		12	○				
		13	○				
		14	○				
		15	○				
肢体不自由教育 (p.976-977)	2	1				○	
		2				○	
		3				○	
		4				○	
		5				○	
		6				○	
		7				○	
		8				○	
		9		○	○	○	
		10		○	○	○	
		11		○	○	○	
		12			○	○	
		13				○	
		14			○	○	
		15					

※一般目標ごとに、目標を扱う授業回に○を付すこと。

②特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム対応表

<第2欄科目>

【病弱者(身体虚弱者を含む)に関する教育の領域】

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理

全体目標: 病弱(身体虚弱を含む)の幼児、児童又は生徒の病気等に関する病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の病気や障害の状態、社会性の発達及び認知の特性を理解するとともに、家庭や学校間、関係機関との連携について理解する。

(1)病弱(身体虚弱を含む)の幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握

一般目標: 病弱(身体虚弱を含む)の幼児、児童又は生徒の病気(身体疾患や精神疾患)や心身の不調な状態が続く背景となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の病気や障害の状態、社会性の発達及び認知の特性を把握することを理解するとともに、家庭や学校間、医療、福祉及び保健機関との連携について理解する。

到達目標: 1) 病弱(身体虚弱を含む)の幼児、児童又は生徒の病気(身体疾患や精神疾患)や心身の不調な状態が続く背景となる病理面と心理面及び生理面の特徴並びにそれらの相互作用について理解している。
2) 観察や検査、医療機関からの情報提供を通して病気や障害の状態、社会性の発達及び認知の特性を把握することを理解している。
3) 家庭や学校間、医療、福祉及び保健機関との連携の重要性について理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 ー教育課程ー

全体目標: 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校(病弱)において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

(1)教育課程の編成の意義

一般目標: 特別支援学校(病弱)の教育において教育課程が有する意義を理解する。

到達目標: 1) 生きる力として知・徳・体に加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために教育課程を編成することについて理解している。

(2)教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

一般目標: 幼児、児童又は生徒の病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校(病弱)の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解する。

到達目標: 1) 病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度を踏まえ、各教科等の教育の内容を選定し、組織し、それらに必要な授業時数を定めて編成することを理解している。
2) 各教科等の年間指導計画を踏まえ、個々の幼児、児童又は生徒の実態に応じて適切な指導を行うために個別の指導計画を作成することを理解している。
3) 自立活動の指導における個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて理解するとともに、教科と自立活動の目標設定に至る手続の違いを理解している。
4) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 ー指導法ー

全体目標: 病弱(身体虚弱を含む)の幼児、児童又は生徒の病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等(「自立活動」を除く。*)の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

* 以下、この「指導法」における「各教科等」について同様とする。

(1)各教科等の配慮事項と授業設計

一般目標: 病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等の指導における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

到達目標: 1) 病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、学習環境に応じた学習効果を高めるために、間接体験や疑似体験、仮想体験を効果的に取り入れることについて理解している。
2) 病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各教科等の指導の効果を高めるために、ICTの有効な活用とともに教材・教具や補助用具を工夫することについて理解している。
3) 病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、心身に負担過重とならないように、適切な活動量や活動時間の設定、姿勢の変換や適切な休養の確保に留意することについて理解している。
4) 病気や障害の状態、特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することができるように、授業改善の視点を身に付けている。

病弱者に関する教育の領域	授業科目名	単位数	項目	心理、生理、病理	教育課程		指導法
				(1)	(1)	(2)	(1)
病弱者の心理・生理・病理 (p.954)		2	1	○			
			2	○			
			3	○			
			4	○			
			5	○			
			6	○			
			7	○			
			8	○			
			9	○			
			10	○			
			11	○			
			12	○			
			13	○			
			14	○			
			15	○			
病弱者教育 (p.982-983)		2	1				○
			2				○
			3				○
			4				○
			5				○
			6	○			○
			7	○			○
			8		○	○	
			9		○	○	
			10		○	○	
			11	○			○
			12	○	○		○
			13	○	○		○
			14	○			○
			15		○	○	○

※一般目標ごとに、目標を扱う授業回に○を付すこと。

【発達障害者に関する教育の領域】

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理、及び病理

全体目標： 発達障害のある幼児、児童又は生徒の脳機能に関わる病理面及び心理面や生理面の特徴とそれらの相互作用並びに二次的な障害について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の状態及び感覚や認知の特性等を理解するとともに、家庭や関係機関との連携について理解する。

(1)発達障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の理解と障害の状態等の把握

一般目標： 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の要因となる脳機能に関わる病理面及び心理面や生理面の特徴とそれらの相互作用並びに二次的な障害について理解し、幼児、児童又は生徒一人一人の状態、感覚や認知及び行動の特性を把握することを理解するとともに、家庭や医療、福祉及び労働機関との連携について理解する。

- 到達目標： 1) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の要因となる脳機能に関わる病理面及び心理面や生理面の特徴とそれらの相互作用並びに二次的な障害について理解している。
 2) 観察や検査を通して、学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態、感覚や認知及び行動の特性を把握することを理解している。
 3) 家庭や医療、福祉及び労働機関との連携の重要性について理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 ー教育課程ー

全体目標： 特別支援学校のセンター的機能を果たすために幼稚園教育要領及び小学校、中学校又は高等学校の学習指導要領を基準として、発達障害の幼児、児童又は生徒に対する教育課程について、その意義や編成の方法、カリキュラム・マネジメントについて理解するとともに、センター的機能の発揮に資する教職の在り方を理解する。

(1)教育課程の編成の意義

一般目標： 通常の学級の教育課程を基盤として、通級による指導や特別支援学級における特別の教育課程が有する意義を理解するとともに、特別支援教育のセンターとしての助言又は援助の役割を果たす必要性について理解する。

- 到達目標： 1) 通常の学級の教育課程を基盤として、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育むことを目指すために特別の教育課程を編成することについて理解している。

(2)教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

一般目標： 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、学校の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの考え方を理解するとともに、特別支援教育のセンターとしての助言又は援助の役割を果たす必要性について理解する。

- 到達目標： 1) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、学習指導要領に基づく通級による指導や特別支援学級における特別の教育課程の編成を理解している。
 2) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、自立活動における個別の指導計画の作成とその取扱いについて理解している。
 3) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 ー指導法ー

全体目標： 発達障害のある幼児、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等(「自立活動」を除く。*)の指導における配慮事項について理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

*以下、この「指導法」における「各教科等」について同様とする。

(1)各教科等の配慮事項と授業設計

一般目標： 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた各教科等の指導における配慮事項について理解するとともに、自立活動及び自立活動の指導と関連付けた具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

- 到達目標： 1) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、きめ細やかな指導や支援ができるようにするため、各教科等の指導において生じる「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた「手立て」を検討し指導することの重要性を理解している。
 2) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、個に応じた指導の充実を図るため、ICTや適切な教材・教具の活用及び学習環境の整備について理解している。
 3) 学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた各教科等の学習指導案を作成することを理解し、授業改善の視点を身に付けている。

発達障害者に関する教育の領域	項目	心理、生理、病理	教育課程		指導法
		(1)	(1)	(2)	(1)
障害者の心理・生理・病理	1	○			
	2	○			
	3	○			
	4	○			
	5	○			
	6	○			
	7	○			
	8	○			
	9	○			
	10	○			
	11	○			
	12	○			
	13	○			
	14	○			
	(p.986)	15	○		
発達障害教育	1		○		
	2		○		
	3			○	○
	4			○	○
	5			○	○
	6			○	○
	7			○	○
	8			○	○
	9			○	○
	10			○	○
	11			○	○
	12			○	○
	13			○	○
	14			○	○
	(p.999-1000)	15		○	○

※一般目標ごとに、目標を扱う授業回に○を付すこと。

②特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム対応表

<第3欄科目>

【重複障害者に関する教育の領域】

○心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 一教育課程一

全体目標： 特別支援学校教育要領・学習指導要領を基準として特別支援学校において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラム・マネジメントについて理解する。

(1)教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメント

一般目標： 幼児、児童又は生徒の重複障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに特別支援学校の教育実践に即した教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの基本的な考え方を理解する。

- 到達目標： 1) 特別支援学校学習指導要領に規定する「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の意義や各規定の適用を判断する際の基本的な考え方を理解している。
 2) 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげることについて、カリキュラム・マネジメントの側面の一つとして理解している。

重複障害者に関する教育の領域	項目 到達目標 ／授業回	心理 生理 病理	教育課程		指導法	
			(1)			
			1)	2)		
授業科目名（シラバスのページ番号）、単位数及び授業回	発達障害教育 (p.999-1000)	1				
		2	○	○		
		3	○			
		4			○	
		5			○	
		6			○	
		7			○	
		8			○	
		9			○	
		10			○	
		11			○	
		12			○	
		13			○	
		14				
		15				
	障害者の心理・生理・病理 (p.986)	1	○			
		2	○			
		3	○			
		4	○			
		5	○			
		6	○			
		7	○			
		8	○			
		9	○			
		10	○			
		11	○			
		12	○			
		13	○			
		14	○			
		15	○			

※一般目標ごとに、目標を扱う授業回に○を付すこと。